

## 西都市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付（以下「緊急対策貸付」という。）を利用した者に対し、予算の範囲内で利子補給を行うことについて、西都市補助金等の交付に関する規則（昭和42年西都市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象者)

第2条 緊急対策貸付の利子補給を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 緊急対策貸付により事業資金の融資を受けた者
- (2) 市内で事業を営む中小企業者で、個人で市内に住所又は事業所を有する者若しくは法人で市内に本社を有する者
- (3) 市税を滞納していない者

(利子補給対象利率及び対象期間)

第3条 利子補給対象利率は、1.2パーセント以内とし、その期間は初回償還月（据置期間を含む。）から3年以内とする。

(利子補給補助率)

第4条 利子補給補助率は、10分の10とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する上限を超えたもの及び延滞利息等に係る約定償還日を超えたことにより支払うべきものは除くものとする。

(利子補給の承認)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給金承認申請書（様

式第1号。以下「申請書」という。)

(2) 緊急対策貸付の取扱金融機関が発行する返済予定表の写し等償還計画が分かるもの

(3) 市税完納証明書

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の内容が適正であるかどうかを審査し、利子補給が適当であると認めるときは利子補給金承認（決定・却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（利子補給の申請）

第6条 前条の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、毎年2月末日までに利子補給金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 通帳の写しや緊急対策貸付の取扱金融機関が発行する支払証明等、前年中に支払った緊急対策貸付の利子の額を証するもの

(2) 市税完納証明書

（利子補給金の交付方法）

第7条 この利子補給金は、精算払により交付する。

（請求書の提出）

第8条 交付決定を受けた者は、速やかに利子補給金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（承認の取消し等）

第9条 市長は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その承認及び交付の決定を取り消すことができる。

(1) 資金を目的以外に使用したとき。

(2) 宮崎県信用保証協会の代位弁済となったとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により利子補給を受けたとき。

(4) 事業を中止し、若しくは廃止又は事業に関する権利を譲渡したとき。

(5) その他市長が利子補給の目的を達成することができないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、承認の取消しを受けた者にあつては、当

該利子補給を行わず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還その他必要な措置を命ずることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。